

令和8年4月1日採用予定

会津若松市 任期付職員 採用候補者選考試験

受験案内

この試験で募集する任期付職員とは、会津若松市一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づき採用される任用期間の定めのある職員のことです。

1 申込受付期間：2月2日（月）～2月13日（金）

※ 受付は8時30分から17時15分まで行います。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

※ 郵送による申込は、2月13日（金）必着とします。

2 応募区分、所属、業務内容、勤務形態、採用人数、任期、受験資格等

(1) 応募区分、所属、業務内容、勤務形態、採用人数、任期及び受験資格

応募区分	所属	業務内容	勤務形態	採用人数	任期	受験資格
A	健康増進課	栄養指導業務	週4日	1名	2年	①、②のいずれにも該当する人 ①管理栄養士資格取得者 ②普通自動車運転免許を所持している人
B	学校教育課 ・ こども保育課	第二中学校及びこどもクラブにおける医療的ケア 児に対する医療的ケア・ 介助業務	週5日 (32.5時間)	1名	1年	①、②のいずれにも該当する人 ①看護師資格又は准看護師資格取得者 ②普通自動車運転免許を所持している人

(2) 勤務時間

① 区分A … 下表のとおり

勤務時間	週休日
月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（週4日勤務）	月曜日から金曜日のうち所属長が定める曜日、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）

② 区分B … 下表のとおり

勤務の区分		勤務時間	休憩時間	週休日
月曜日から 金曜日まで	第一勤務	午前7時45分から 午後3時15分まで	勤務時間の途中に おいて所属長が定 める60分間の時間	土曜日、日曜日、 国民の祝日、年末 年始（12/29～ 1/3）
	第二勤務	午前9時30分から 午後5時まで		
	第三勤務	午前10時30分から 午後6時まで		
	第四勤務	午前11時から 午後6時30分まで		

(3) 受験資格は各区分記載事項のほか、次のいずれかに該当する人（全区分共通）

- ① 日本国籍を有する者
- ② 出入国管理及び難民認定法別表2に掲げる在留資格をもって在留する者
- ③ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(4) 次のいずれかに該当する人は、受験できません（全区分共通）

- ① 拘禁刑（令和7年5月31日以前は禁錮）以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 会津若松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(5) その他

- ① 週4日勤務の場合、勤務する曜日は採用後に配属される職場で指定されます。
- ② 原則、任用期間中に配属先の変更は行われませんが、組織の改編があった場合等には配属先が変更となる場合もあります。
- ③ 原則、任用期間の終了とともに退職となります、業務の状況によっては任期の延長（通算5年が限度）をお願いする場合もあります。
- ④ この試験で、任期付職員に採用されても、会津若松市職員（任期の定めのない職員）採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。
- ⑤ これまで本市で任期付職員として勤務した経験がある方や、既に勤務している方も受験できます。

3 紹介

勤務形態	【区分A】 週4日・週31時間勤務	【区分B】 週5日・週32.5時間勤務
給料	163,200円～225,600円	171,096円～236,516円
	※学歴、職歴などにより決定。 給与改定により金額が変動する場合があります。	
諸手当	期末・勤勉手当、通勤手当、時間外勤務手当 等 (注) 扶養手当、住居手当、退職手当等の支給はありません	
昇給	あり (※最高号給に達するまで)	
休日	月曜日から金曜日のうち所属長が定める曜日、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12/29～1/3)	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12/29～1/3)
休憩	原則として、午後0時から午後1時まで (区分Bの場合、勤務時間の途中において所属長が定める60分間の時間)	
休暇等	年次有給休暇 年間16日付与 特別・介護休暇 等	年次有給休暇 年間20日付与 特別・介護休暇 等
福利厚生等	共済組合、厚生年金、雇用保険	
	※ 公務上の災害は、地方公務員災害補償法により補償されます。	
その他	信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、営利企業等の従事制限等の地方公務員法の規定の適用を受けます。また、分限及び懲戒についても同様です。	

給料の目安額

応募区分	【区分A】 週4日(週31時間)	【区分B】 週5日(週32.5時間)
高校卒業後、 すぐに採用された場合	163,200円	171,096円
大学卒業後、 すぐに採用された場合	183,920円	192,819円
大学卒業後、正規で10年以上勤務後採用された場合	211,920円～	222,174円～

※ 勤務証明書の提出があった場合の目安となります。

4 試験の方法及び内容

応募区分	試験種目	内容
全区分共通	経歴審査	任期付職員として必要な職務や経験等の有無についての審査
全区分共通	個別面接試験	人物を総合的に評価する試験

5 試験期日、試験会場及び合格発表

試験（個別面接）の期日等については、令和8年2月16日（月）～令和8年2月27日（金）の期間で応募者と協議の上、決定します。

6 受験申込方法

- (1) 「受験申込書」及び「受験票」に必要事項を記入して、会津若松市役所総務部人事課に提出してください。
- (2) 郵便により受験申込をする場合は、封筒の表に「採用試験（任期付職員）申込」と朱書きし、「受験申込書」、「受験票」及び「110円切手を貼った返信先明記の長型3号の封筒」を同封の上、会津若松市役所総務部人事課あてに送付してください。
- (3) 会津若松市のウェブサイトからも直接、受験の申し込みができます。
(詳細はウェブサイトをご覧ください。)

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2013060600019/>

※ 受験票を受領後、最近3ヶ月以内に撮影した本人の写真1枚（上半身、脱帽、正面、縦4cm、横3cm）を所定の場所に貼って、試験の当日必ず持参してください。受験票がない場合又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。

7 合格者の採用

合格者は、成績順に採用候補者名簿に登載され、令和8年4月1日以降順次採用します。採用候補者名簿に登載されても、欠員等の関係から採用されないこともあります。
なお、受験資格を欠くことが明らかになった場合（欠格事項に該当することになった場合など）は、採用されません。また、採用候補者名簿の有効期限は1年間です。

8 その他

- (1) 本試験は、市民の方々の貴重な税金を使って実施します。試験を申し込みされた方は、必ず受験されるようお願いいたします。
- (2) 申込時等に提出された書類は、一切返却いたしません。
- (3) その他、不明な点は会津若松市役所総務部人事課に問い合わせてください。

会津若松市役所 総務部 人事課 人事グループ

市役所本庁舎 6階
〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号



TEL 0242 (39) 1213

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2013060600019/>